|  |
| --- |
| **開発行為工事完了時の流れ** |
|  |
| 都市整備課建築係へ提出　１部関係各課と完了検査日時の調整立会検査実施手直し事項等がある場合は、是正を行う。　　検査合格後、通知書発行 |
| **・公共公益施設に関する****工事完了届出書** |
|  |  |
| **・公共公益施設に関する****工事の検査済通知書** |
|  |
|  |  |  |  |
| **・都計法第３６条第１項****工事完了届****・公共公益施設引継書** | 検査済通知書を添付し市へ提出　２部市から県へ進達　嘱託登記依頼書、帰属図書、瑕疵担保誓約書等を添付し市に提出 |

※開発行為の内容により市への帰属物件がない場合等は、公共公益施設に関する工事完了届出書の提出及び検査済通知書の発行を省略する場合もあります。